

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(4372200339)

当事業所は、利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 黎明福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県宇城市三角町里浦2855-5
- (3) 電話番号 (0964) 54-1100
- (4) 代表者氏名 理事長 石川 洋一
- (5) 設立年月日 昭和62年12月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類： 指定通所介護事業所(4372200339)
- (2) 開設年月日： 昭和63年 3月19日
- (3) 事業所の目的： 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。
- (4) 施設の名称： 豊洋園デイサービスセンター
- (5) 施設の所在地： 熊本県宇城市三角町里浦2855-5
- (6) 電話番号： (0964) 54-1100
- (7) 事業所長(管理者)氏名： 中田 陽一郎
- (8) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な支援及び機能訓練を行います。
 - ② 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
 - ③ 事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒みません。

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日も営業）
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 10時00分～15時30分

営業しない日	日曜日、1月1日～1月3日
--------	---------------

※但し、上記営業しない日については風災害等及び突発的事由により休業する場合があります。

(10) 利用定員：35名

(11) 通常の事業実施地： 宇城市の一部（三角町・不知火町）
上天草市の一部（大矢野町）

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してして指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> （職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常 勤 換 算	非 常 勤	指 定 基 準
1. 生活相談員	1名以上		1名
2. 介護職員	5名以上		5名
3. 看護職員	1名以上		1名
4. 機能訓練指導員	1名以上		1名

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆ 指定通所介護の提供に当たる。
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30 ☆ 原則として1名以上の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	月曜日～土曜日 8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービスの概要>

① 食事(但し、食材費は別途に頂きます。)

当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

② 入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。また、個人浴槽を使用することもできます。

③ 排泄

トイレまでの誘導・見守り、排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

理学療法士および機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するため訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5700 円	6730 円	7770 円	8800 円	9840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5130 円	6057 円	6993 円	7920 円	8856 円
3. サービス利用にかかる自己負担金	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円

☆ 選択サービス

※ 入浴加算 ……………400 円(自己負担金：40 円)

※ 個別機能訓練加算(I) イ ……………560 円(自己負担金：56 円)

※ 個別機能訓練加算(II) ……………200 円(自己負担金：20 円)

科学的介護推進体制加算(LIFE 加算) ……400 円(自己負担金：40 円)

サービス提供体制強化加算(II) ……………180 円(自己負担：18 円)

介護職員等処遇改善加算(I) ……………利用月の総単位数に応じて算定 (1000 分の 92)

送迎減算 ……当事業所により送迎を行わなかった場合、減算対象となります (－47 単位)

※介護保険料の負担に関しましては、基本的に利用料の1割負担となっておりますが、

①同一世帯の65歳以上の人(第1号被保険者)の「年金収入+その他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

②同一世帯の65歳以上の人(第1号被保険者)の「年金収入+その他の合計所得金額の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上

※上記に該当する方は利用料が負担限度額に明記されている負担となります。

☆ 利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定をうけた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者に提供する食事の費用は別途頂きます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 介護給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)以下のサービスは、利用料の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり 500円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域を超えた1km当たり 37円

③ 通常のサービス提供時間を越えたデイサービスの利用については、1時間毎に1,000円を頂きます。

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月10日迄に、前月分の請求を致し、20日に本人又はご家族の預金口座より引き落とさせていただきます。

尚、口座引落を希望されない方は、現金をお渡してください。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

入金確認後、領収書を発行いたします。

高額介護サービス費支給申請等のために、領収書が必要な方はお申し出ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ・ 利用予定日の前に利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者にお申し出下さい。但し、利用者の体調不良等正当な自由がある場合は、この限りではありません。

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議します。

5. 第三者評価の受審状況について

- ・ 提供するサービス 通所介護サービス
- ・ 第三者評価の実施状況 実施無し

6. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 事業所におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み例を収集し、周知する。また、ハラスメントなどのストレス対策に関する研修を実施する。

7. 身体拘束その他の行動制限について

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動制限は行わない。

- 2 利用者に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動制限をする場合は、事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行う。また、この場合事業所は事前又は事後速やかに、利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明する。
- 3 事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動制限した場合には、サービスの提供に関する書類に次の事項を記載する。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施した時期。
 - 二 利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
 - 三 利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要。
- 4 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 6 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

8. 衛生管理等について

事業所は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10. 契約締結からサービス提供の流れ

(1) 介護サービス計画（ケアプラン）がある場合

通所介護計画の決定…利用者及び家族等に対し説明し、同意を受けます



ケアプランに基づきサービスの提供



通所介護計画の変更…利用者及び家族等と協議をします。

(2) 居宅介護サービス計画（ケアプラン）がない場合

介護認定を受けている場合…居宅介護支援事業者等の紹介



通所介護計画（ケアプラン）作成



ケアプランに基づきサービスの提供



介護給付対象サービスの場合は、利用料金を一旦全額お支払
していただきます。

介護認定を受けていない場合…要介護認定の申請に必要な支援を行います。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付（契約書第24条）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

※ 苦情受付窓口 職名 管理者 担当者 中田 陽一郎

※ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8:30～午後17:30

又、ご意見箱を当センター玄関に設置しています

(2) その他苦情受付機関

豊洋園 居宅介護支援センター	電話番号：0964-54-1109 受付時間：8:30～17:30 FAX : 0964-54-1102
各市区町村 健康福祉部 高齡介護課係	宇城市役所 健康福祉部 高齡介護課 電話番号：0964-32-1111 《三角支所 健康福祉係》 電話番号：0964-53-1111

	<p>FAX : 0964-53-0110 《不知火支所 総合窓口課》 電話番号 : 0964-33-1111 FAX : 0964-33-0115 《上天草市大矢野支所》 電話番号 : 0964-56-1111 FAX : 0964-56-4972 《宇土市》 電話番号 : 0964-22-1111 FAX : 0964-22-1105</p>
<p>熊本県国民健康保険 団体連合会</p>	<p>所在地 : 熊本市健軍2丁目4番地10号 熊本県町村自治会館3階 電話番号 : 096-365-0811 FAX : 096-365-4188 (分館 : 苦情相談室) 電話番号 : 096-214-1101 FAX : 096-214-1105</p>
<p>第三者委員</p>	<p>浦崎哲也 : 0964-52-4043 北平孝次 : 0964-54-1016</p>

12. 事故発生時の対応について

万一事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、その他必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護 豊洋園デイサービスセンター

説明者 職名 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。居宅介護支援事業者等との連携を図る上で必要な場合は、個人の情報を用いることに同意します。

利用者住所 _____

氏名 _____

代理人住所 _____

(選任した場合)

氏名 _____